

国自整第154号
令和3年9月29日

トヨタ自動車株式会社
代表取締役 豊田 章男 殿

国土交通省自動車局長
萩川 直也

トヨタ系列販売会社における不正車検等に対する対応について

本日、関東運輸局は、6月17日に行った監査結果等に基づき、トヨタモビリティ東京株式会社レクサス高輪について、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

また、本日貴社から、全国の系列販売会社（指定自動車整備事業場）に対する総点検の結果、12店舗における法令違反が発覚したところについて報告があったところです。

地方運輸局においては、レクサス高輪以外のこれら11店舗における法令違反の事実が確定次第、速やかに処分を実施することとしています。

このように、貴社の複数の系列販売会社において不正車検や法令違反があったことは、指定自動車整備事業による車両の安全の確保・環境の保全に対する信頼を著しく損ねるものであり、遺憾です。

指定自動車整備事業者の不正行為等については、各事業者において早急に再発防止等に取り組むべきものですが、再発防止を徹底するためには、貴社による継続的な指導と協力が必要です。

つきましては、下記事項について適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象車両の再検査の早急な実施
2. 系列販売会社に対する事案の周知及び再発防止の徹底
3. 四半期毎の状況報告（当分の間）